

WSⅢ船舶用レンタルサービス利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）の提供する衛星電話機及びその付属品等（以下総称して「機器等」といいます）のレンタルサービス「WSⅢ船舶用レンタルサービス」（以下「本件サービス」といいます）の提供条件について定めます。本規約は、当社とお客さまとの間の本件サービスの利用に係る一切の關係に適用されます。なお、本件サービスは、機器等の賃貸のみを行うものであり、衛星電話を利用した電気通信サービスを含むその他のサービスの提供を行うものではありません。

第1条（本件サービスの利用申込等）

- (1) 本件サービスの利用希望者（以下「申込者」といいます）が、当社所定の書面による利用申込を行い、当社がその利用申込を承諾したときに、当社とお客さまとの間で、本件サービスの提供に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。なお、利用申込は当社の定める営業日（以下「営業日」といいます）に従い、利用開始希望日の7営業日前（以下「申込期限日」といいます）までに行うものとします。
- (2) 本件サービスは、当社との間で当社が別途定めるワイドスターⅢ通信サービス契約約款（以下「契約約款」といいます）に基づくワイドスター第2種契約（以下「衛星電話契約」といいます）を同一の名義で締結するお客さまに対して提供します。本件サービスの利用申込に際し、衛星電話契約の申込みを合わせて行うものとし、当社による本契約の申込の承諾は衛星電話契約の締結を前提とします。
- (3) 契約約款に定める衛星電話契約の電話番号保管サービス解除とともに本件サービス利用を希望する場合は、解除日の7営業日前までに利用申込を行うものとします。
- (4) 当社は、申込者が当社との衛星電話契約若しくは本契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき、その他当社の業務の遂行上支障があると認めるときは、本件サービスの利用申込を承諾しない場合があります。
- (5) 当社は、申込者の本人確認等のために必要と認める場合、申込者に対して運転免許証等の提示及び登記簿謄（抄）本、現在（履歴）事項証明書、印鑑証明書等の提出を要請することができるものとし、申込者が当社からの当該要請に応じない場合は、本件サービスの利用申込を承諾しない場合があります。
- (6) 当社は、前2号に該当する場合以外においても、機器等の在庫状況等、当社の都合により、利用申込を承諾できない場合があります。
- (7) 申込者より本サービスの利用申込を受け、当社が定める基準に従いお申込み内容を審査し、適正なお申込であり申込条件を満たすと判断したときは、本サービスの申込みを承諾することによって、お客さまと当社との間で本契約が成立するものとします。なお、やむを得ない事由により、お客さまが希望される本件サービスの利用開始日に提供できない場合があります。
- (8) お客さまが機器等を船舶に取り付け又は取り外しをするための工事（以下「本件工事」といいます）を当社に委託することを希望する場合、当社所定の方法により当社に対し別途本件工事の申込みを行うものとします。

第2条（お客さまの義務）

お客さまは、次に定める事項を遵守するものとします。

- ① 機器等の使用に際しては、当社が別途定める取扱説明書を遵守すること
- ② 機器等を分解し、又は損壊しないこと
- ③ 機器等に登録されている情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと
- ④ 電波法に基づき定められる無線設備規則に適合する利用を遵守し、技術基準及び技術的条件に反する他機械、付加物等を取付けないこと
- ⑤ 機器等を善良な管理者の注意をもって保管すること
- ⑥ 機器等は船舶（船舶法上の「日本船舶」に限ります）に設置して使用すること
- ⑦ 機器等につき、第三者に対する譲渡・転貸・担保設定その他一切の処分をしないこと
- ⑧ 本件サービスにおける登録情報（住所等）を変更する場合、契約約款に規定する契約者の住所等の変更の届出も同時に行うこと
- ⑨ 本件工事を自己の費用と責任において完了すること（但し、第 1 条第 8 項に定めるところにより本件工事を当社に委託する場合は当該本件工事に関する契約の定めるところによるものとします）

第 3 条 （契約期間）

- (1) 本件サービスの開始日（以下「開始日」といいます）は、当社が本契約に基づき機器等を引き渡した日とします。なお、第 1 条第 8 項に定めるところにより本件工事を当社に委託する場合は、当該本件工事完了日を機器等の引き渡し日とします。
- (2) 本件サービスの終了日（以下「終了日」といいます）は、第 12 条の規定により本契約が解除された場合はその解除日、第 13 条の規定により当社が解約の申し出を受理し、当社が承諾した日、第 20 条の規定によるものとします。
- (3) 本件サービスの最低利用期間は、開始日から 1 か月とします。

第 4 条 （お客さまによる申込取消）

お客さまは、開始日までに当社に通知することにより、本件サービスの申込みを取り消すことができます。ただし、当該通知が、開始日の 7 営業日前までになされない場合、お客さまは別表に定める利用料（以下「利用料」といいます）1 ヶ月分相当額をキャンセル料として支払うものとします。

第 5 条 （機器等の引渡し及び返却）

- (1) お客さまに対する機器等の引渡しは、当社又は当社の指定場所において行うものとします。
- (2) お客さまは、本契約成立後において、機器等の引渡し日を変更しようとするときは、7 営業日前までに行うものとします。
- (3) 第 1 項に定める機器等の引渡しに際して、お客さまは機器等の内容を確認し、機不足があるときは直ちに当社にその旨を通知するものとします。また、機器等はリフレッシュ品となる場合があります。
- (4) お客さまは、機器等を、終了日の翌日から 10 日以内に当社指定場所に返却するものとします。
- (5) 当社のお客さまに対する機器等の引渡し及びお客さまの当社に対する返却は当社の営業時間内に行うものとします。
- (6) お客さまは、終了日の翌日から 30 日（ただし、第 12 条に基づき本契約が解除された場合は当社が別途指定する期日までとします。）以上経過しても機器等を当社に返却しない（又は機器等が当社指定場所に到着し

ない) 場合は、終了日の翌日から返却日までの日数に応じ、利用料を暦日により日割計算した額を延滞金として請求できるものとします。

- (7) お客さまが、終了日の翌日から 60 日以上経過しても機器等を当社に返却しない(又は機器等が当社指定場所に到着しない) 場合は、当社は機器等を紛失したものとみなし、前項に定める延滞金に加えて、第 11 条第 1 項に定める賠償金をお客さまに請求できるものとします。
- (8) お客さまが機器等を返却する際、機器等以外のその他物品等が含まれている場合には、当社はこれを廃棄することができるものとし、これによってお客さまに対して生じた損害について責任を負いません。また、返却後の機器等にデータが残存していた場合には、当社は、当該データを削除することができるものとし、これによりお客さまに生じた損害について当社は責任を負いません。
- (9) 当社が機器等を引渡した際の取付け、お客さまが当社に機器等を返却するにあたっての取外しは当社指定の方法によるものとし、第 6 条に定める料金には含まれません。
- (10) 第 1 条第 8 項に定めるところにより本件工事を当社に委託する場合は当該本件工事に関する契約の定めるところによるものとします。

第 6 条 (料金等)

- (1) 本件サービスに係る料金については別表のとおりとします。
- (2) ご利用料金・キャンセル料・その他の料金の請求時期については以下のとおりです。
 - ① 利用料：毎利用月の翌月。
ただし、初回の利用料については開始日の属する月の翌々月に 2 か月分合算で請求となる場合があります。
 - ② キャンセル料： 申込取消日の属する月又はその翌月
 - ③ 延滞利息及び賠償金：当社が定める日
- (3) 別表第 2 項に定める利用料の発生日又は終了日が月の中途の場合においては、当該月の暦日により日割計算した額を請求します。
- (4) 第 1 項の規定により支払を要するものとされている額(延滞利息及び賠償金を除く)は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。
- (5) 当社は、別表に定める料金その他本契約に基づき発生する請求額の計算において 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 利用料には衛星電話契約に基づく通信及び第 1 条第 8 項に定めるところにより本件工事を当社に委託する場合における当該本件工事に関する費用は含まれておりません。

第 7 条 (債権の譲渡等)

- (1) お客さま(当社が契約約款に基づき指定する利用者を除きます)は、当社が本件サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます)に譲渡することを承認するものとします。この場合において、当社及び請求事業者は、お客さまへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2) お客さまは、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、お客さまの氏名、住所及び電話番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報に限ります)並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号を当社が請求事業者へ提供する場合があることを

あらかじめ同意するものとします。

- (3) お客さまは、当社が第 1 項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものに限り）を請求事業者が当社に提供する場合があることをあらかじめ同意するものとします。

第 8 条（料金の支払方法）

お客さまは、料金について、所定の支払期日（以下「支払期日」といいます）までに支払っていただきます。この場合において、お客さまはその料金（第 7 条の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます）について、回線使用料と合算して支払う等、当社が指定する方法で支払うものとします。

第 9 条（延滞利息）

- (1) お客さまは、料金その他の債務（第 7 条の規定により、当社が請求事業者へその債権を譲渡したものを含み、延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合はこの限りではありません。
- (2) 延滞利息の支払義務の適用については、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約約款の定めを準用するものとします。

第 10 条（当社における機器等の責任の範囲）

契約期間中にお客さまの責に帰さない事由により生じた当社が認めた機器等の故障については、速やかに当社が故障修理又は取替えを行うこととします。

第 11 条（機器等の盗難、紛失、滅失、毀損）

- (1) お客さまは、機器等の引渡しを受けてから返却するまでの間に、盗難、紛失、滅失又は毀損（以下「盗難等」といいます）が発生したときは直ちに当社に対しその旨を通知するものとし、この場合、お客さまは、別表第 3 項に定める金額を賠償金として支払うものとします。
- (2) 前項に定める賠償金に関する当社からの請求後、お客さまにおいて、盗難等による機器等を当社に返却した場合でも、賠償金について免除又は返還は行わないものとします。
- (3) お客さまは、機器等の代替品の提供によって賠償金の支払いに代えることができないものとします。
- (4) お客さまが、機器等の盗難等により第 1 項の通知を行い、当社の承諾を得た場合は、本契約を当社からの承諾通知日をもって終了することができるものとします。この場合、お客さまは、盗難等の発生地警察又は海上保安庁が発行する盗難、紛失証明書を当社に提出するものとします。

第 12 条（契約解除）

- (1) 当社は、お客さまに次の各号の一に定める事由が生じたときは、お客さまに対する催告その他らの手続きを行うことなく、本契約を解除することができるものとします。この場合においてお客さまは、機器等を第 5 条の規定に基づき当社に対して返却するものとします。なお、この場合において当社は、利用料の返還は行わないものとします。

- ① 本規約に定める各条項の一に違反したとき
- ② 本契約の申込みにあたって、当社所定の申込書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき
- ③ 支払いの停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき、その他お客さまの信用状態に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難と当社が判断したとき
- ④ お客さまが衛星電話契約の解除等、理由の如何を問わず第 1 条 3 項に定める条件を満たさなくなったとき

第 13 条（解約）

お客さまは、本件サービスの解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、本件サービスを解約することができるものとします。この場合、当社が定める方法に従い当社に解約の申し出をし、当社が当該申し出を受理し当社が承認した日をもって終了日とします。終了日が月途中の場合における当該月の利用料は、該当月の別表第 2 項に定める料金を利用日数分(終了日の前日までの日数とし、終了日は含みません)で日割り計算した金額とします。

第 14 条（名義変更）

- (1) お客さまは、当社の事前の承諾を得ない限り、本契約に係る名義変更（本契約上の契約上の地位を第三者に譲渡することをいい、以下同様とします）を行うことができません。
- (2) お客さまが、名義変更を行う場合、名義変更後の本件サービスのお客さまは、名義変更前のお客さまが本契約上有していた一切の権利及び義務（名義変更前に発生した料金の支払義務を含みます）を承継するものとします。
- (3) お客さまが、第 1 項に基づき名義変更を行う場合、衛星電話契約も同一名義人へ名義変更を行うものとします。

第 15 条（通信について）

当社は、お客さまが機器等を用いていつでも音声通話、データ通信その他の通信（以下「通信」といいます）を行うことができることを保証しません。また、通信が行えないことによりお客さまに損害が生じて責任を負わないものとし、又、お客さまに対して料金の返還又は減額を行わないものとします。

第 16 条（禁止事項）

利用者は、本件サービスを利用するにあたって、犯罪行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社の業務に支障をきたす一切の行為を行わないものとします。

第 17 条（責任限定）

- (1) 本契約に関連して当社がお客さまに対して機器等を使用できないことに起因する損害を与えた場合、その責任の範囲は通常生ずべき損害に限られるものとし、負担する損害賠償額は、お客さまが本契約に基づき支払った料金の累積額又は別表に定める月額レンタル料金の 12 か月分のいずれか低額の金額を超えないものと

します。

- (2) 前項の規定は、当社に故意又は重大な過失があるときは適用しません。

第 18 条（電話番号保管サービス利用中の取り扱いについて）

お客さまが衛星電話契約に対して電話番号保管を利用される場合、第 13 条の解約の申し出をしない限り、ご利用料金を当社に支払うものとします。

第 19 条（本規約の変更）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
- ① 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 当社は、本規約の内容を変更する場合は、本件サービスサイトへの掲載その他の方法により周知します。

第 20 条（本件サービスの終了）

- (1) お客さまと当社との間の本件サービスに係るワイドスターⅢ通信サービス契約が終了した場合又は本件サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって本契約も自動的に終了するものとします。
- (2) 当社は、前項の定めに基づき本件サービスを終了したことによりお客さまに損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

- (1) お客さまは下記のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- ① 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下併せて「暴力団員等」という）であること。
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑦ 本件工事に関係する取引先に暴力団員等が存在しないこと。
- (2) お客さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 22 条（紛争の解決）

本件サービス或いは本契約に関して、お客さまと当社との間で紛争が発生した場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（その他）

本件サービスに関し本規約に定めのない事項については、当社が別に定めるものとします。

附則（2024 年 4 月 1 日）

本規約は、2024 年 4 月 1 日から実施します。

別表：WSⅢ船舶用レンタルサービス利用料等

1. WSⅢ船舶用レンタルサービス基本構成品

商品名	数量
ワイドスターⅢ設置型端末	1
ワイドスターⅢ追尾アンテナ	1
ワイドスターⅢハンドセット	1
ワイドスターⅢハンドセットケーブル	1

2. ご利用料金

WSⅢ船舶用レンタルサービス基本構成品	月額レンタル料金（税込）
WSⅢ船舶用レンタルサービス基本構成品 1セット	20,350円

月額レンタル料金は、契約約款に基づく衛星電話契約開始日から生じるものとします。

契約約款に基づく電話番号保管サービスを解除したときは、あらかじめお客さまが指定する番号保管解除を希望する日の翌日から起算して5営業日後から生じるものとします。なお、電話番号保管サービス解除日が番号保管解除を希望する日の翌日から起算して5営業日を超えたときは、その超過日数分の支払は要しません。

3. 賠償金

賠償金については下記の金額（課税対象外）となります。

レンタル商品名	機器等の状況	
	毀損	盗難・紛失・滅失・全損 ※
ワイドスターⅢ設置型端末	238,000円	259,000円
ワイドスターⅢ追尾アンテナ	305,000円	464,400円
ワイドスターⅢハンドセット	66,000円	71,200円
ワイドスターⅢハンドセットケーブル	10,800円	

※ 全損とは、水濡れ等、修理による原状回復ができない状況をいいます。